

くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2021年11月30日 Tuesday)

第250号 (2020年度-第16号) / 電話: 083-933-5034・メール: fuy-union@ma4.seikyuu.ne.jp

国家公務員のボーナス引き下げは来年度調整 ～11月24日の給与関係閣僚会議と閣議で決定～

新聞報道によれば、今年度の人勧にもとづく国家公務員給与法改正の取り扱いについて11月12日(金)に開催された給与関係閣僚会議では、「結論持ち越し」となっていますが、その後11月24日(水)に開催した同会議と閣議で人勧受け入れを正式に決定したとのことです。ただし、ボーナス支給基準日(12月1日)までの給与法改正は間に合わないため、今回のボーナスでの引き下げ支給は見送りとし、来年度夏のボーナスで減額調整する方向とのことで、その場合、不利益変更かつ不利益遡及となる可能性があります。



組合、12月期のボーナス引き下げ案撤回を申し入れ(11/17)



組合はこのことについては、すでに9月27日に、「2021年人事院勧告に準拠した期末手当0.15月分減額に反対する申し入れ」を提出し(「くみあいニュース第247号(10/1発行)」参照)、今年度の期末手当引き下げを行わないことを求めておりますが、11/12の給与関係閣僚会議にて、「結論持ち越し」となったことを踏まえて、11月17日(水)に再度の申し入れを行い、期末手当引き下げの即時撤回を求めました。申し入れに対して山口大学は、11月25日に人事課長等が組合事務局へ来室し、この件への大学としての対応を以下のとおり説明しました。

国が見送っても、県が決めれば附属学校教員は引き下げ(11/25,人事課)

大学としては、国および山口県の給与改定を前提として方針を出している。閣議決定は行われたが12月期ボーナスには間に合わないと思われるので、山口大学としても今回は見送りになるだろう。ただし山口県は11月30日に11月定例会を開会し、同日給与条例案を上程し関係委員会へ付託のうえ、12月1日にはこれが採決される可能性があり、条例が成立すれば附属学校教員については県同様に対処することになるだろう。

コロナ対応への教職員の負担に応える給与保障こそ必要

結局、山口大学の対応は国・県次第ということで、この間のワクチン接種を含む新型コロナウイルス感染症対応のもとで、特に大きな負担を強いられてきた医学部および附属病院の医療従事者、関係事務職員、あるいは今年度になっても一部遠隔授業実施に伴う負担増を強いられてきた教員等に対して、その労苦に報いる形で給与保障を行う姿勢が見えないものです。人勧準拠すなわち国家公務員給与の状況のみではなく、民間給与の実態というもう一つの指標からすれば当然問題となる私立大学との給与格差にも目をつぶったままです。

また、今回は引き下げ見送りとしても、見送り分を後日調整する、具体的には、来年度の6月期に上乘せして削減するなどあってはならないことです。まさに、不利益変更かつ不利益遡及という二重に不当な決定など決して認めることはできません。



2021年11月17日

国立大学法人山口大学
学長 岡正朗 殿

山口大学教職員組合
執行委員長 福田 修



「人事院勧告に準拠した期末手当引き下げ」の撤回を求める申し入れ

このことについては、貴職へすでに9月27日付けで「2021年人事院勧告に準拠した期末手当0.15月分減額に反対する申し入れ」を提出し、今回の期末手当引き下げを行わないことを求めています。11月12日に開催された給与関係関係会議では、今回の人事院勧告の取り扱いについての結論が持ち越されています。

元々、12月10日の国家公務員への期末手当支給率を変更するためには、基準日である12月1日までに国家公務員の給与法を改正することが必要です。しかし、臨時国会は12月6日に召集される見込みであり、これまでどおりの支給率で支給されることが、ほぼ確実視されています。

そもそも、今回の給与規則改正は、「国家公務員の給与法及び山口県条例の改正を前提とする」として提案されたものであることからすれば、その前提が成立しない状態であると言えます。

よって、現在、提案されている給与規則改正案を直ちに撤回することを求めます。

以上